水質汚濁防止法について(小規模事業場用)

※排水量50㎥/日以上、有害物質を取扱う事業場は別途相談ください。

◎特定施設を設置する事業場(＝特定事業場)は、排水等に様々な規制がかかります！

【代表的な該当業種(特定施設)】 ※法の規定：全74業種

- 旅館業(ちゅう房,洗濯,入浴施設)
- 食料品等の製造業(原料処理,洗浄施設等)
- 延床420㎡以上の飲食店(ちゅう房施設)
- クリーニング業(洗濯施設)

特定事業場

【主な規制】

- 施設設置や変更等の際の事前届出（下記参照）
- 排水に関する濃度基準等の遵守、自主測定
  ※排水量50㎥/日未満の場合、有害物質(ヒ素,鉛等)のみ規制
- 事故時の措置義務

○必要な届出

様式名称	届出必要時(具体例)	届出の時期	提出書類　⇒事業場所管の保健所に4部(控え含む)提出。
特定施設 **設置**届出書	・特定施設の新設 ※既存施設を特定施設として活用する場合含む ・特定施設の更新 ※廃止+新設扱い	設置(着工) **60日以上前**	●様式第1（規定様式：別紙1,2,3,4,6、有害物質取扱いリスト） ※別紙5不要 [様式ﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ]https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/sinseisho.html ●以下の図面等 ①事業場の平面図（**以下を必ず明示！**） ・場内の排水経路(雨水含む) ・特定施設(旅館業のちゅう房,洗濯,入浴施設等)、汚水処理施設(浄化槽等)の配置 ・場外への排水口位置 ・事業場境界(事業区域が明確でない場合) ②事業場の周辺地図（**以下を必ず明示！**） ・事業場の位置 ・事業場から主要河川・海域までの排水経路 ③特定施設、汚水等処理施設の構造図(例：カタログ,設計図,写真) 【以下④-⑥は必要に応じて】 ④原料から製品までの製造工程、事業形態、特定施設の使用箇所、排水が出る工程等を明記した操業系統図(フローシート)。 ⑤事業概要(例：パンフレット) ⑥温泉分析書 ※届出済事業場への施設新設や変更時は、変更の内容がわかるよう作成ください。
[届出済事業場] 特定施設 **変更**届出書	・過去届出の記載事項変更 ※以下(1)-(3)変更を除く ※設置基数増は新設扱い ・汚水処理施設の更新	変更(着工) **60日以上前**	

※(1)住所や氏名の変更、(2)代替わり(承継)や法人成り、(3)施設使用廃止の際には、事後30日以内に届出ください。

【備考】温泉旅館について

- 温泉水にはほう素、ふっ素等の有害物質が含まれることがありますが、「有害物質の使用」にはなりません。
- 一方、排水に濃度規制がかかります。温泉分析書の数値にあわせ、届出別紙2,4等に有害物質の汚染状態(濃度)を記載ください。

【水質汚濁防止法】特定施設設置届出書の作り方(簡易版)

【ステップ①】平面図を準備。施設や排水口の配置、排水経路等を記載します。

【ステップ②】周辺地図を準備。事業場位置、主要河川・海までの排水経路を追記します。

【ステップ③】各施設の構造のわかる書類を準備。(例：カタログ,設計図,写真等)

【ステップ④】
①の平面図に合うよう「用排水の系統図(操業系統図)」を作成。

【ステップ⑤】
④の系統図に合うよう、届出書に必要な情報を記載する。(記載例あり)
（注）届出別紙1,3の着手予定日は必ず届出60日以上先！

事業場の所管保健所へ4部提出

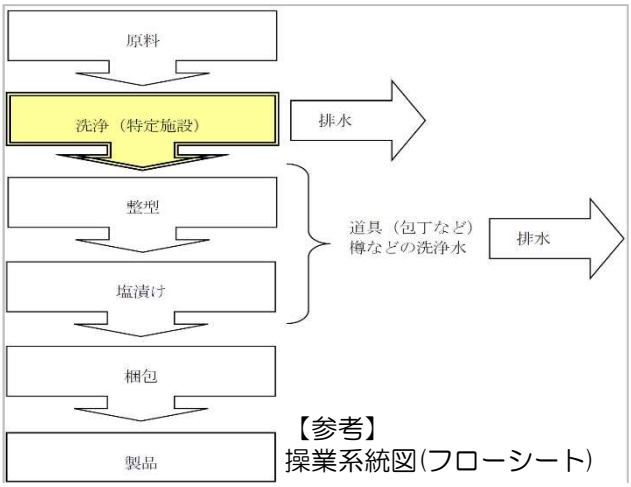

【参考】
操業系統図(フローシート)